

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部改正

◇告示 米飯提供業者の登録

食糧管理法の規定による職務の執行に関する
証票交付

家畜商免許取消

牛の結核病、ブルセラ病検査の実施

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の所在地の変
更

◇人委規則 職員の特種勤務手当支給に関する規則の
一部改正

職務の等級に分類される職に関する規則の一
部改正

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十五号

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一

部を改正する規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則（昭和二十七年
三月鳥取県規則第十六号）の一部を次のとおり改正する。

第二十八条表中

「手繰第二種漁業のうち 十一月一日から翌年四月三十
日まで」を「手繰第二種漁業のうち 一月一日から四月

三十日まで」に、
「えびけた網漁業のうち 六月一日か

ら七月三十一日まで」を「打瀬第一種漁業のうち 美保
中

海
湾におけるもの三月一日から四月三十日まで」に改める。

「打瀬第一種漁業のうち 美保
中
海
湾におけるもの三月一日から四月三十日まで」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に對する罰則の適用については、この規則施行後もなお従前の例による。

告示

鳥取県告示第三百三十号
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年七月十日次の者に對し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年七月十八日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 氏名 屋号又は名称 住所 営業所の所在地
 七二二 三三七、一〇 鈴木 良一 べにや 気高郡気高町勝見六八一の四 住所に同じ

鳥取県告示第三百三十一号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第十三条第三項の規定による職務の執行に關する証票を昭和三十三年七月十一日次のとおり交付した。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県告示第三百三十二号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項及び家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第四条の規定により、次の者の家畜商免許を取り消した。

昭和三十三年七月十八日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂
 証票番号 勤務所 職名 氏名
 二二三 經濟部農政課 事務吏員 小谷 義憲

鳥取県知事 遠 藤 茂

登 録 年 度 一 番 号 住 所 氏 名 備 考

二五	一七	鳥取市円通寺七四九	田中 文男		
二六	四八	国安四六九	奥田岩太郎		
二四	三〇八	八頭郡丹比村南三五一	竹内 実藏		
二五	三二	智頭町三吉六一六	矢田 滋夫		
二九	九	気高郡気高町光元	古田 寛治	現住所	鳥取市吉方一区四三プロック
二四	九七	倉吉市東町四二五	豊田 勲		大阪市此花区春日出町中四八
二五	六	東伯郡東伯町赤碕一九四二ノ二	諸 守玉		兵庫県尼崎市久知字川田一三
"	九	倉吉市海田三二四	原田 一夫		鳥取市浜坂五六〇
"	五六	上古川一六一	前田 勝美		
二六	二八	上米積四九〇	由田 功	使用人	東伯郡関金町大鳥居 松田爲一
二七	二五	駄経寺二九九	太田 操		大栄町穂波二八七 金 貴孫
三〇	六	東伯郡由良町由良宿三	萩原 益市		倉吉市駄経寺六四 収田寿春
二四	一八四	米子市富士見町二丁目六六	福島・秀夫	現住所	兵庫県出石郡出石町柳町
二四	二〇〇	西伯郡名和町茶畑六一	権田勝太郎		

二一三三	淀江町中間六三九	田原 作治
三〇五	名和町押平一七	山田 周藏
二二五	米子市富士見町二丁目七二	益田 毅
三四	西伯郡会見町宮前二〇二	新井 進
四三	岸本町吉定八〇九	中村 実雄
四一	淀江町佐院	松賀 喜朝
二一六	名和町御来屋一〇九七	加納 正義
四〇	米子市富士見町二丁目一四三	福島 忠彦
二四〇	日野郡根雨町門谷一六〇八	藤井 久一
二六	江府町江尾八七	川端 孫一
二七	二二	川端初太郎
二二	二二	竹永安五郎
二二	二二	中原佐一郎
二四	二八一	坂根 弥作
二四	二八	南 馨
二四	二八	前田 新重
二七	二八	遠藤彦一郎

現住所 日野郡根雨町下榎二二八

鳥取県告示第三百三十三号

次のように結核病、ブルセラ病の検査を実施するから、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月分産前一箇月及び分産後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
結核病検査 皮内注射法
ブルセラ病検査 ーブルセラ急速凝集反応

別表

試験管凝集反応

実施期日	実施区域	実施場所	第一次		第二次	
			七月	七月	七月	七月
七月 十八日	西伯郡大山町所子	所子家畜保健衛生所	七月 十八日	七月 二十一日	七月 十八日	七月 二十一日
七月 十九日	高麗	高麗農協	七月 十九日	七月 二十二日	七月 十九日	七月 二十二日
七月 二十日	高麗	高麗農協	七月 二十日	七月 二十三日	七月 二十日	七月 二十三日
七月 二十一日	大山	香取家畜検診所	七月 二十一日	七月 二十四日	七月 二十一日	七月 二十四日
七月 二十二日	大山	香取家畜検診所	七月 二十二日	七月 二十五日	七月 二十二日	七月 二十五日
七月 二十三日	大山	香取家畜検診所	七月 二十三日	七月 二十六日	七月 二十三日	七月 二十六日
七月 二十四日	赤松	赤松	七月 二十四日	七月 二十七日	七月 二十四日	七月 二十七日
七月 二十五日	赤松	赤松	七月 二十五日	七月 二十八日	七月 二十五日	七月 二十八日
七月 二十八日	坊領	坊領	七月 二十八日	八月 二日	七月 二十八日	八月 二日
八月 一日	高田原	高田原	八月 一日	八月 四日	八月 一日	八月 四日
八月 二日	庄内	庄内	八月 二日	八月 五日	八月 二日	八月 五日
八月 三日	庄内	庄内	八月 三日	八月 六日	八月 三日	八月 六日

四日	七日	名和	名和	十一日	十四日	逢坂家畜 検査場
五日	八日	"	"	十二日	十五日	中尾
六日	九日	光徳	光徳	十三日	十六日	淀江町淀江
七日	十日	"	"	十四日	十七日	淀江
八日	十一日	陣構	陣構	十五日	十八日	字田川
九日	十二日	中山町逢坂	庄田	十六日	十九日	大和
十日	十三日	旧役場	旧役場			大和

鳥取県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年七月十八日

診療科名	名称	鳥取県知事	遠藤	指定年月日	茂
内科、小児科	野津区院	岩美郡国府町字谷一		昭和三十三年五月一日	
内科、小児科	船田医院	西伯郡伯仙町尾高一、一五九		五月二十一日	
外科、内科	渡部医院	米子市大篠津町一、五五二		六月九日	
齒科	横原齒科医院	八頭郡智頭町智頭二、六〇四		五月一日	

鳥取県告示第三百三十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により指定医療機関から次のとおり所在地の変更届があつた。

昭和三十三年七月十八日

診療科名	名称	鳥取県知事	遠藤	新所在地	変更年月日
内科、小児科	齊藤小児科内科医院	気高郡鹿野町大字宮方		気高郡気高町大字大沢	昭和三十三年六月十三日

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年

鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「農産物門司あつ、旋所」を「農産物小倉あつ、旋所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年五月一日から適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十八号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

農産物門司あつせん所

を

農産物小倉あつせん所

に改める。

別表第四教育職（）等級区分表中

知事部局 獎徳学校	校 長	教 護	主事補
皆成学園	園 長	児童指導員	
保育専門学院		講師	

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月三日から適用する。

知事部局 獎徳学校	校 長	主任 教 護	主事補
皆成学園	園 長	主任 児童指導員	
保育専門学院		主任 講 師	

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「校長、教護及び主事補、」を

「校長、主任（教護の職務を行う者に限る。）、教護及び主事補」に改め、「園長」の下に「主任（児童指導員の職務を行うものに限る。）」を加え、「保育専門学院」の下に「主任（講師の職務を行う者に限る。）」及び「を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月三日から適用する。